[1]経営事項審査制度とは

1 経営事項審査とは

経営事項審査とは、公共工事(国又は地方公共団体等が発注する建設工事)を発注者から直接請け負おうとする建設業者が、必ず受けなければならない審査です(根拠条文=建設業法第27条の23)。

- (1) この審査には、建設業者の経営規模の認定、技術力の評価、社会性の確認及び経営状況の分析があります。
 - ① 経営規模の認定(X)
 - ② 技術力の評価(Z)
 - ③ 社会性の確認(W)
 - ④ 経営状況の分析 (Y)

を行い客観的評価が付されます(審査項目の内訳はP. 3表参照)。

- (2) 経営事項審査は、申請により行われます。
- (3) 経営事項審査を受ける業種は、建設業の許可が必要です。申請時に建設業の許可を有していても、経営事項審査結果通知書の交付時点で、廃業等により許可がない場合は、経営事項審査結果通知書を交付できません。

* 経営事項審査の流れ

申請者:決算変更届出書を提示して審査の予約 (第二本庁舎3階建設業課受付)

申請者:登録経営状況分析機関へ経営状況分析 申請及び経営状況分析結果通知書受領

申請書類提出等 審査窓口 (第二本庁舎3階 で審査を受け手数料 を納入) 申請書正本等 受理(都) 申請書副本 受理(申請者)

経営事項審査結果 通知書送付 (郵送) 及び受領 (申請者)

なお、初めて経営事項審査を受審される方は、本説明書をよく読んで、分からない点がありましたら、事前に相談コーナーへご相談の上、審査時には書類の不備がないようにお願いします。

建設業課内相談コーナー(都庁第二本庁舎3階)

- 曜日 月曜日から金曜日まで(閉庁日除く。)
- 時間 午前9時30分から11時30分まで、及び午後1時から4時30分まで
- ・ 電話 03-5321-1111 内線 30-657・658・659

2 経営事項審査の申請に当たって

〈経営事項審査申請の種類〉

- ① 「経営規模等評価結果通知書」と「総合評定値通知書」の発行を申請する。
- ② 「経営規模等評価結果通知書」の発行を申請する。
- ③ 「総合評定値通知書」の発行を申請する。

申請は、①から③までの中から申請者が選択しますが、東京都をはじめ国や他の地方公共団体の多くが公共工事の入札参加資格審査において、総合評定値を有していることが条件になっていますので、①を選択してください(手数料についてはP. 6参照)。

〈書類を提出できる方〉

- ① 個人申請者→申請者本人
- ② 法人申請者→当該法人の役員、従業員等
- ③ 行政書士・その補助者(行政書士会会員証又は補助者証持参)、弁護士 (代理申請:委任状を添付し、申請者欄に、申請者と代理人の住所・氏名を併記)
- * 申請手続の代理については、他の法律に特段の定めがある場合を除いて、法律で行政書士又は弁護士に限られています。

〈経営事項審査の審査機関〉

東京都知事許可業者:東京都知事

国土交通大臣許可業者: 国土交通大臣

(東京都内に主たる営業所がある許可業者の経営事項審査は、直接国土交通省関東地方整備局が審査を 行います。)

〈経営状況分析結果通知書(原本)が必要です。〉

①「経営規模等評価結果通知書」と「総合評定値通知書」の発行、②「総合評定値通知書」の発行を申請する場合には、申請書、請求書に登録経営状況分析機関が発行する「経営状況分析結果通知書」を添付し、経営事項審査の当日必ず持参してください(経営状況分析結果通知書がない場合は、審査を中止し、再度審査の予約をしていただくこともあります)。

〈経営状況分析の登録機関〉

「経営状況分析結果通知書」は、国土交通省に登録された「登録経営状況分析機関」に申請してください。「登録経営状況分析機関」は、申請者が選べます(巻頭の一覧をご参照ください)。

最新の登録機関については、国土交通省ホームページ (https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html) をご覧ください。

〈経営事項審査日の予約〉

経営事項審査には、予約が必要です。来庁若しくは電話で、審査日をお申し込みください。予約の際は、 審査対象事業年度の変更届出書(決算)の副本を用意してください。新設法人等で、新規許可後、決算前 に申請する場合は、許可通知書及び許可申請書の副本を用意してください。

なお、審査日は余裕をもって予約し、変更及び取消しのないようにお願いします。やむを得ず変更・取消しをする場合は、建設業課受付(電話0.3-5.3.2.1-1.1.1.1 内線3.0-6.9.1)までなるべく早く連絡してください。 審査日当日の変更はできませんので、取消し後に改めて予約をしてください。

〈経営事項審査についての一般相談 (申請書の書き方等)〉

東京都都市整備局市街地建築部建設業課内「相談コーナー」をご利用ください。相談員(行政書士) が対応します。

「相談コーナー」のご利用時間

月曜日から金曜日までの午前9時30分から11時30分まで、午後1時00分から4時30分まで 電話での相談も受け付けています。

電話 03-5321-1111 内線 30-657・658・659

〈申請書類の販売〉

(一財) 東京都弘済会 弘済会アシスト

〒104-0043 東京都中央区湊1-12-11 八重洲第七長岡ビル4階 電話番号:03-6826-1011 F A X:03-3551-0678

〈提出書類に虚偽の記載をしたときの罰則〉

6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられる場合があります(根拠条文:建設業法第50条 第1項第4号)。

〈資料の提出、報告〉

「申請に必要な提出・提示書類一覧表」、記載要領に示されていない資料の提出、報告を求めることがあります(根拠条文=建設業法第27条の26第4項)。

〈審査項目の内訳〉

	審査機関					
①経営規模(X)	・完成工事高(X1) ・自己資本額(X2) ・利払前税引前償却前利益の額(X2)					
②技術力(Z)	・技術職員数 ・元請完成工事高					
③その他の 審査項目 (社会性等) (W)	 ・建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の 状況 ・建設業の営業継続の状況 ・防災活動への貢献の状況 ・法令遵守の状況 ・建設業の経理の状況 ・研究開発の状況 ・建設機械の保有状況 ・国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の 状況 	(東京都知事許可業者) 東京都知事				
④経営状況 (Y)	 ・純支払利息比率 ・負債回転期間 ・売上高経常利益率 ・純資本売上総利益率 ・自己資本対固定資産比率 ・自己資本比率 ・営業キャッシュフロー(絶対値) ・利益剰余金(絶対値) 	登録経営状況分析機関				

総合評定値 (P)

経営状況分析(Y)の結果と経営規模等評価(X、Z、W)の結果により算出した各項目を総合的に評価するものです。総合評定値(P)は、許可行政庁(東京都)に経営規模等評価(X、Z、W)の申請をした建設業者から請求があった場合のみ通知します。

3 経営事項審査の申請時期

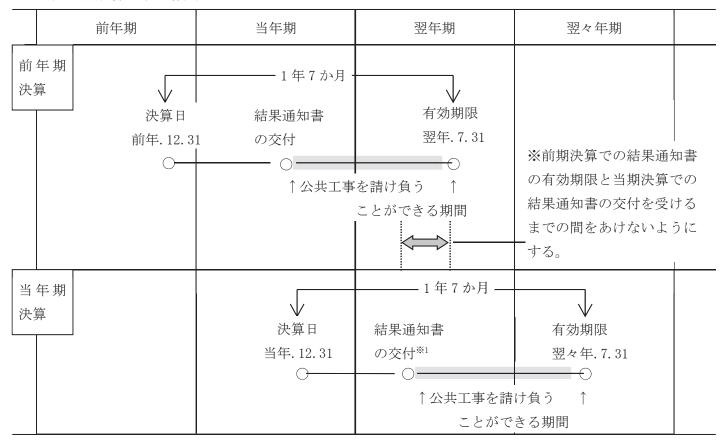
〈申請の時期と注意事項〉

毎年公共工事を発注者から直接請け負うためには、定期的に経営事項審査を受ける必要があります。定期的に経営事項審査を受けるとは、公共工事の発注者と請負契約を締結する日の1年7か月前の日の直後の事業年度終了の日(決算日、経営事項審査では「審査基準日」)以降に結果通知書の交付を受けていることをいいます(根拠条文:建設業法施行規則第18条の2)。

指名競争入札の参加資格審査等に合わせて経営事項審査の申請を行うときは、経営事項審査結果通知 書の有効期限が切れることがあるので注意してください。

結果通知書の有効期限が切れると、公共工事発注者が作成する指名競争入札用名簿に名前が登載されていても、公共工事の請負契約が締結できません。

[12月決算企業の場合]



経営事項審査の基準日とは、申請日※2の直前の審査基準日(決算日)です。

例=12月31日決算の会社申請の考え方→前年12月31日決算に基づく申請は、新たな決算を迎える日(当年12月31日)の前日までに申請することが必要です (新たな決算を迎えた日(当年12月31日)以降はできません。)。

- (※1) 結果通知の交付 東京都知事許可業者の結果通知書の交付に要する標準処理期間は、<u>22日(閉庁日を含まない。)</u>です。<u>この期間を過ぎても</u>結果通知書が届かない場合は、建設業指導担当へお問い合わせください。 なお、結果通知書の再発行はできませんので、あらかじめご了承ください。
- (※2) 申請日とは、東京都の審査が終了して申請書が受理された日をいいます。

4 審査当日までの準備

〈申請日までの書類の確認〉

次の項目について確認してください。

- (1) 経営状況分析結果通知書があるか (総合評定値が必要な場合は、経営状況分析結果通知書がないと経営事項審査を受けられませんので、 その場合は再度審査の予約を行うことになります。)
- (2) 申請に必要な書類の不足はないか、記入漏れはないか、申請書類及び裏付資料との整合性(金額等) はあるか
- (3) 事前確認が必要な項目がないか

〈事前確認について〉

事前確認の申請から確認票の交付までの手順

- ア 対象となるのは、下の表の確認事項に該当する場合です(任意の場合を含みます)。
- イ 持込期限までに書類(下の表「提示書類」を参照)を建設業指導担当に持参してください。
- ウ 建設業指導担当で、提示書類をお預かりし、預かり証を交付します。 ※お預かりの際に、中身の確認をすることができませんのでご了承ください。
- エ 確認終了後の連絡先をお知らせください。
- オ 提示書類の確認が終了しましたら、申請者に事前確認終了の連絡を行います。
- カ 申請者は、「預かり証」を持参し、来庁して確認票を受領してください。 ※確認票は経営事項審査の審査日に持参してください(提示書類は必要ありません)。

事前確認項目は次のとおりです。

確認事項	提示書類	持込期限
① 最初の許可年月日(新規申請(P. 86 参照)で、最初に受けた建設業許可通知書 を紛失した場合等)	・最初の許可番号が分かる書類	審査日まで
②技術職員数が多い場合(<u>40名を超える</u> 場合は必須) 〈技術職員の常勤性及び資格を確認〉 ※「資格検定合格証」等の写しは提出	・「技術職員名簿」正本と副本 ・審査基準日及び申請業種が分かる資料 ・その他必要資料 (P. 45以降参照)	
③建設機械の保有台数が <u>6 台以上</u> の場合	・「建設機械の保有状況一覧表」正本と副本 ・その他必要資料 (P. 78以降参照)	審査日の おおむね 1か月前 まで
④工事経歴書の裏付資料の確認作業に時間がかかる場合(確認対象工事が20件 を超える場合は必須、工事経歴書に単価 契約を7件以上記載したとき等を含む)	・受付印がある「変更届出書」(別紙8) の副本 ・契約書類等(P. 27以降参照)	

5 経営事項審査申請に必要な手数料金額と納入方法

〈納入の方法等〉

経営事項審査を申請するためには、下の表に従って手数料を納めなければなりません。

審査項目	経営規模・技術力・その他の審査項目	経営状況分析
納入方法	現金(審査終了後、手数料受付でお支払いください。)	登録経営状況分析機関が 定める方法による。
納入金額	手数料一覧表を参照してください。	登録経営状況分析機関が 定める金額

〈手数料一覧表〉

手数料一覧表の見方 申請書項番【16】の 対象建設業と

同じ業種数→

業種数	種類	手数料 (円)		
	1	11, 000		
1業種	2	10, 400		
	3	600		

←経営規模等評価申請と総合評定値請求の手数料

-経営規模等評価の手数料

一総合評定値の請求の手数料

業種数	種類	手数料 (円)	業種数	種類	手数料 (円)	業種数	種類	手数料 (円)	業種数	種類	手数料 (円)
1業種	1	11,000	9業種	1	31, 000	17業種	1	51, 000	25業種	1	71,000
	2	10, 400		2	28, 800		2	47, 200		2	65, 600
	3	600		3	2, 200		3	3, 800		3	5, 400
2業種	1	13, 500	10業種	1	33, 500	18業種	1	53, 500	26業種	1	73, 500
	2	12, 700		2	31, 100		2	49, 500		2	67, 900
	3	800		3	2, 400		3	4,000		3	5, 600
	1	16, 000	11業種	1	36, 000	19業種	1	56,000		1	76, 000
3業種	2	15, 000		2	33, 400		2	51,800	27業種	2	70, 200
	3	1,000		3	2,600		3	4, 200		3	5, 800
4業種	1	18, 500		1	38, 500		1	58, 500	28業種	1	78, 500
	2	17, 300	12業種	2	35, 700	20業種	2	54, 100		2	72, 500
	3	1, 200		3	2,800		3	4, 400		3	6,000
5業種	1	21,000	13業種	1	41,000	21業種	1	61,000	29業種	1	81,000
	2	19, 600		2	38, 000		2	56, 400		2	74, 800
	3	1, 400		3	3, 000		3	4,600		3	6, 200
	1	23, 500	14業種	1	43, 500	22業種	1	63, 500			
6業種	2	21, 900		2	40, 300		2	58, 700			
	3	1,600		3	3, 200		3	4,800			
7業種	1	26, 000	15業種	1	46, 000	23業種	1	66, 000			
	2	24, 200		2	42,600		2	61,000			
	3	1,800		3	3, 400		3	5,000			
8業種	1	28, 500	16業種	1	48, 500	24業種	1	68, 500			
	2	26, 500		2	44, 900		2	63, 300			
	3	2,000		3	3, 600		3	5, 200			

6 「経営事項審査」当日の進め方

予約時間に遅れないようご来場ください。遅れた場合は、審査の順序を変更する場合があります。

- ① 予約時間までに待合用椅子に着席してお待ちください。
- ② 担当がお呼びしますので審査を受けてください。
- ③ 審査を円滑に行うため、必要書類を事前に整理し、審査を開始したら、速やかに書類等を提出及び 提示できるようにしておいてください。また、申請書類の記載事項について、確認資料と、どこに記 載があるかなどを求めますので、該当部分に付箋などをして、質問をされたら、速やかに回答(提示) できるようにしておいてくださるよう、お願いします。
- ④-1 審査 (受付) 終了の場合

確認窓口→手数料納付→④番受付の順にお進みください。

4-2 再来 (さいらい) となった場合

提示書類等に不備があり審査が終了しなかった場合は、再来としてもう一度審査を受けていた だきます。再来は予約不要です。審査時に渡された補正票を参照して、来庁してください。

⑤ 審査の同時間帯に、申請手続の代理を複数(複数の会社を代理申請)する場合は、審査日に対応できる方が複数で来庁するなどして、審査が円滑に進むようお願いします。

〈審査を受けるときの注意事項〉

- ① 申請には、申請内容を十分に把握している方がお越しください。
- ② 審査中に大声を張り上げる等、審査の妨げになるような行為があった場合は、直ちに審査を中止し退席していただくことがあります。
- 注意 ア 「申請書類」、「経営状況分析結果通知書」がない場合は、審査をその場で中止し、新たに審査の予約 をしていただくことになりますのでご注意ください。
 - イ 上記のほか書類の不備が多数あり再来で対応できない場合は、予約の取り直しをお願いすることがあります。
 - ウ 審査が終了し申請書の受理後は、申請書の内容の変更はできませんので、ご注意ください。

7 経営事項審査の結果の公表

公表内容は、経営事項審査の申請者に交付している結果通知書と同様です。

公表の方法は、インターネットと閲覧で行います。

① インターネットによる公表

ア 公表機関:(一財)建設業情報管理センター(お問合せ先電話03-5565-6236)

イ 公表対象:全国の許可建設業者

ウ アドレス: https://www.ciic.or.jp/

② 閲覧による公表

ア 公表機関:東京都(お問合せ先:建設業課建設業指導担当

電話03-5321-1111、内線30-681・682)

イ 公表対象:東京都知事許可の建設業者

ウ 閲覧場所:都民情報ルーム (コピー可。都庁第一本庁舎3階)

エ 曜日:月曜日から金曜日まで(祝日・土曜日・日曜日、年末年始その他東京都が特に定める日を除きます)

オ 時間:午前9時から午後5時まで

〔2〕経営事項審査申請書等の作成要領

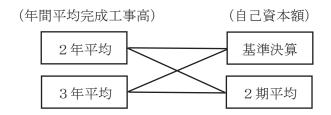
1 申請書の記入について

〈申請書記入上の注意〉

記載前に本手引に添付されている「記載要領」をよく読んで記入してください。 申請書に記載する内容は、原則として審査基準日(決算日)現在の状況を記入してください。 (ただし、申請時現在の状況を記載する項目もあります。次ページ以降を参照してください。)

項目により、下の図のように選択する項目があります。

(申請者が有利となる項目をそれぞれ選択し、組み合わせることができます。)



2 提出書類の作成

〈申請書の記入方法〉

正本はボールペン等、容易に消えない耐性のあるもので、カラムの中に見やすく記入してください(パソコン作成可)。鉛筆や消えるボールペンは使用しないでください。

〈申請書のつづり方〉

正 本(都受付用)

上から①②③…②③の順に並べて、申請書の左上側1か所をステープラ(ホチキス)で留めてください。なお、⑦~⑤(添付書類)については、該当する場合のみ添付してください。

- ①経営事項審査確認書(P. 83参照)
- ②経営規模等評価申請書、総合評定値請求書(正本)(P. 11~12参照)
- ③工事種類別完成工事高·工事種類別元請完成工事高(正本)(P. 20参照)
- ④その他の審査項目(社会性等)(正本)(P. 64参照)
- ⑤技術職員名簿(正本)(P. 41参照)※合格証明書等の写しは別とじで提出
- ⑥経営状況分析結果通知書(正本)

添付書類

- ⑦継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿 (P. 112参照)
- ⑧建設機械の保有状況一覧表(P. 113参照)
- ⑨工事経歴書(経営事項審査受審用の記載要領を満たしたものを、変更届出書(決算)に添付しなかった 場合又は新規許可、許可業種の追加をした場合に必要です。詳細は、P. 31参照)
- ⑩経理処理の適正を確認した旨の書類(正本)(P. 107参照)
- ①CPD単位を取得した技術者名簿(P. 71、72、114参照)
- 迎技能者名簿(P. 73、115参照)
- ③建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に

関する同意書(審査基準日が令和5年8月15日以降の申請より)(P74、116参照)

副 本(申請者返却用)

副本の内容が正本と異なることを防止するため、副本は正本②~⑤、⑦~⑬までをコピーし、左上側一箇所をステープラ(ホチキス)で留めてください。

〈提示書類の準備について〉

提示書類は、P. 8 4 [3]「申請に必要な提出書類一覧」「2 裏付資料」 ④以降の数字の順番に並べて、 審査時にすぐ提示できるように準備してください。

また、ファイリングしている場合は、必要な書類だけファイルから外しておいてください。

提示書類は特に明示がない場合は、原本提示です。